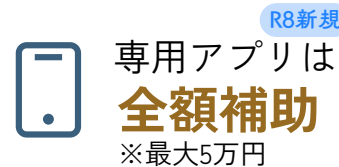


地域活動にICTを取り入れて、もっと便利に、もっと活発に！
地域コミュニティ活性化に向けた
ICT化推進事業助成金



助成対象事業

以下のことを目的として、地域活動に情報通信技術を活用する事業

- 地域住民相互の情報交換
- 業務の効率化、負担軽減
- 交流及び協働の促進
- 新たな担い手の創出

費用の例

- 集会所でのWi-Fi設備設置工事や機材購入費
- ICTツールの利用促進のための研修会開催費用
- **地域活動専用アプリの導入・利用料**

対象期間



令和8年4月1日～令和9年3月31日まで

に実施及び支払が完了した事業

※専用アプリのみ一部例外あり
詳細裏面

助成率・助成上限額

専用アプリ等経費

R8新規

補助率：10/10 (全額補助)

上限額：5万円 (2回目は3万円)

その他ICTの導入に関する経費

補助率：2/3

上限額：10万円 (2回目は5万円)

- ※ 1団体につき通算2回まで助成を受けることができます。
- ※ 併用する場合の上限額は10万円です。
- ※ 予算に限りがありますので、上限額に満たない交付額となる場合があります。

助成対象団体

- 京都市地域コミュニティ活性化推進条例第2条第3号に定められた、学区単位の「地域自治を担う住民組織」
(例) 学区自治連合会、学区住民福祉協議会 等
- 上記の「地域自治を担う住民組織」が推薦する団体
(例) 自治会・町内会、町内会設立準備会、各種団体 等

事前相談先：各区役所・支所地域力推進室まちづくり推進担当
(左京区は区民協働推進担当)

制度に関する問合せ先：文化市民局地域自治推進室 (075-222-3049)

助成対象経費

対象となる経費

環境整備と機器購入

Wi-Fi環境整備、セキュリティ対策費、オンライン会議に必要な機器の購入費用等

研修・周知費用

住民へのICTツールの操作研修会やアプリ利用を呼び掛けるためのチラシ作成費等

専用アプリの導入経費・利用料 R8新規

電子回覧板、アンケート又は電子表決、安否確認、役員間の連絡の機能を有するアプリ等の導入経費・利用料

対象とならない経費

汎用性の高い機器

パソコン、タブレット、スマートフォン、プリンター、テレビ等、広く一般に普及している機器の購入費

通信費・保守費

通常のインターネット回線使用料やサポート費など（専用アプリの利用料は除く）

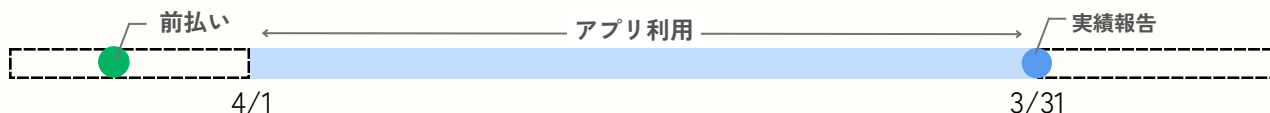
個人利用・過度な支出

個人の利用に留まるもの、活動目的から外れるもの、社会通念上著しく高額なもの

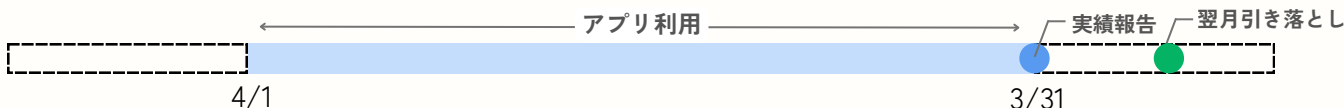
専用アプリ利用料の対象期間

専用アプリについては、以下の場合も対象に含めます。

- **事業期間中の利用料が年払等により前年度中に支払いが完了している場合**
→前年度支払った額から申請期間内の利用料相当分を対象とします。



- **支払い額は確定しているが、翌月引落としなどで事業期間中に支払いが完了しない場合で、引落とし予定の経費の額が確認できる場合**
→引き落とし予定の経費の額がわかる書類を提出できる場合、対象とします。



※引落とし予定については利用するアプリによって異なるため、事前に御相談ください。



いずれの経費も対象期間内に実施した事業であれば、着手後に申請することも可能ですが、予算の状況や事業内容によっては交付できないことがあります。できる限り事業実施までに事前相談・申請を行ってください。

申請方法等

予算の範囲内で申請を随時受け付けています。

各区役所・支所地域力推進室まちづくり推進担当（左京区は区民協働推進担当）に事前相談のうえ、所定の申請書類を提出してください。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000291630.html>

